

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 9 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530080

研究課題名(和文) 民事訴訟法における証拠法の改正問題

研究課題名(英文) Reform of Japanese Civil Procedural Law

研究代表者

坂田 宏 (SAKATA, Hiroshi)

東北大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：40215637

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：民事訴訟における情報及び証拠の収集は、真実に添った民事裁判にとって必要不可欠であるが、平成8年民事訴訟法の大改正においても道半ばであった。そこで、まず、現行の民事訴訟法がいかなる点で不十分であり、どのような改正の道があるかについて同僚の研究者とともに共同研究をすることを通じて知見を得た。そして、母国ドイツとの比較において、日本の判例が示す解釈態度こそが、この諸問題につき将来に向けた正当な方向を知らしめているものと考えに至った。

研究成果の概要(英文)：This Research pickets up some important issues upon next reform of Japanese Civil Procedural Law, and tried to find the way to expand disclosure system of information and evidence from the viewpoint of comparative law, especially German and Japanese Civil Procedure.

研究分野：民事訴訟法学

キーワード：民事法学 民事訴訟法 民事証拠法 証拠収集 証拠開示 事案解明 証言拒絶権 文書提出命令

1. 研究開始当初の背景

現行民事訴訟法は平成8年に大改正を受けて誕生し、司法制度改革の潮流と併せ持って、民事裁判の迅速化、訴え提起前の証拠収集制度、計画審理制度、専門委員制度など、多数の改善がなされたものである。他方で、当時の裁判実務で採り入れられた制度を明文化したに過ぎないものも多く、司法制度改革が目指した国民にとって利用しやすく頼りがいのある制度のなっているかについては、多々疑問点がある。その中でもとりわけ重要なものとして、民事裁判における事実の解明に必要な不可欠な証拠という情報を当事者が早期かつ後半に収集しうる制度設計に不完全なところがあり、裁判所が事実解明を十分に果たせないまま裁判を強いられる虞もある。とりわけ、原告・被告という両当事者の間に存在する証拠の偏在に伴う情報格差の問題は、実務・学会において古くからつとに指摘されてきた。

この点につき、日本弁護士連合会は、平成22年1月21日、「文書提出命令及び当事者照会制度に関する民事訴訟法改正要綱中間試案」(以下「中間試案」と言う。)を発表したが、これは、文書提出義務(民訴法220条)、文書特定のための手続(民訴法222条)、秘密保持命令(特許法105条の4乃至6)、当事者照会(民訴法163条)に係る大幅な改正提言であり、理論的にも真摯に受け止めてゆく必要があることは言うまでもない。

たとえば、民事裁判における書証を一方当事者が相手方当事者より強制的に収集・獲得できる制度として文書提出命令(民訴法223条1項)があるが、これを基礎づけるものとして文書提出義務を定めた民事訴訟法220条につき、いまなお制度改正を行う必要が見出される。すなわち、平成8年の大改正以前においては、法文の解釈において文書提出義務は限定義務であり、旧民事訴訟法312条各号の文書は制限的列挙として読まれるべきであるとの判例理解を理論上裏づける学説が支配的であった。しかし、証拠の偏在という情報格差や模索的証明の必要性という当事者(拳証者)の声に反応した弁護士、下級審裁判所がとりわけ旧民事訴訟法312条3号の法律関係文書に該当する事例を拡大解釈によって広く認め、これを最高裁が判例として認知するに及んで、すでに平成8年当時に文書提出義務の一般義務化への下地はできあがっていたと言える。ところが、現行民事訴訟法220条は、その条文の体裁においても、また理論的理解においても、文書提出義務の一般義務化を不十分なものと変えてしまった。条文の体裁においては、旧法の体裁を残したまま、4号に一般文書を規定し、かつ、これに除外事由を設けて(民訴法220条4号イ乃至ホ)規定したため、本来の解釈論においても不分明なところを残してしまっている。理論的に一貫した読み方をすれば、文書提出義務が一般義務であることの宣言規定

である4号が何よりも初めに來るべきであり、ついで、人証である証人尋問における証人拒絶権と平仄を合わせれば、文書提出拒絶権がこれに次ぐことにならなければならない。しかし、改正時の政治的状況によって、4号に規定する除外事由の証明責任は(文書の所持者ではなく)拳証者に負わせられることとなったのである。理論的に見れば、これは立法の過誤というべきものである。また、5つの除外事由についても、二の自己利用文書やホの刑事訴訟関連文書など、そもそも他の除外事由とは明らかに異なり外形上それに該当するだけで文書自体が文書提出義務の対象から外れるという、民事訴訟における証拠開示を進める方向性とは異質な要素を含んでいるものもあり、最高裁の判例の積み重ねによって、むしろその範囲は限定的に適用されるに至っている。さらに、旧来から規定されている1号乃至3号についても、現行法においては、除外事由に該当してもなお文書提出義務を免れることがないという機能をおわされているが、上記4号ニ・ホについては、判例により、もはやその機能も意味をなさなくなっている。

これと同様のことは、文書特定手続や当事者照会制度ですでに問題とされてきている。また、特許法における秘密保持命令を一般的な民事訴訟法に採り入れるという提案についても、理論上の整理が不可欠である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、民事訴訟法の平成における第2回目の大改正の気運が高まりつつある今、民事証拠法、とくに証拠開示手続にかかる法的な問題点を採り上げ、理論的一貫性をもつ証拠開示制度、ひいては事案解明のための民事訴訟法を構想することにある。その対象は、書証に関する制度(文書提出義務、文書特定手続)に限らず、人証に関するものをも含み(秘密保持命令は人証にも及ぶ可能性のある制度であろう。)、また、当事者照会制度その他、紛争の事案を解明するための種々の方策についても研究を進め、証拠開示・事案解明のための諸制度を立法提案のかたちで世に問いことである。

3. 研究の方法

本研究の方法としては、従来採られてきた伝統的法学解釈論の方法に従い、旧法、現行法の規定の検討、判例の状況、学説の主張等から、あるべき立法の姿を模索し、日弁連の「中間試案」など提言・意見書の類、及び、立法を取り巻く経済的・社会的状況を把握すべき文献・資料を閲読・咀嚼したうえで、精緻な理論を展開・構築する方法をとり、最終的には、立法提言を行うことを目指した。なお、そのためには、データベースの構築が必要である。

また、平成12年より前から参加した「民事訴訟法改正研究会」(座長三木浩一慶應義

塾大学教授。於、(株)有斐閣書籍編集第 1 部、東京都千代田区神田神保町 2 丁目 17 番地)に継続して参加し、プライベートな資格で参加する裁判官、官僚、弁護士及び大学教員の知見にも接する機会をもった。最終的には、この研究会が行う改正提言において本研究の成果が生かした。

さらに、平成 24 年度日本民事訴訟法学会第 82 回大会(於、京都大学)におけるシンポジウムにおいて民事訴訟法の改正方向についてパネラーとして報告を行った。これをもとに、民事訴訟、とりわけ証拠開示の領域において学会の共通認識を確認したうえで、最終的な立法提言に結びつけた。

【平成 24 年度】

本研究で問題となる証拠開示・事案説明義務に関する国内外の先行研究、及びその他民事訴訟法改正における問題領域における文献を渉猟し、適宜、データベースを構築する。

日本民事訴訟法学会大会のシンポジウムにおいて報告を行い、これに基づいて、学会誌(民事訴訟雑誌)に論考を著す。

【平成 25 年度】

先行研究や文献の渉猟とともに、諸外国における証拠開示制度について知見を広めるため、海外の文献を中心に渉猟し、データベースに加えてゆく。

これと併行して、民事訴訟法改正研究会において本研究の対象領域における立法提言を取りまとめ、公表する。

【平成 26 年度】

日本・海外の文献の渉猟を続け、データベースに加える作業とともに、平成 25 年に公表した立法提言に対する諸方面からの反響を受けて、立法提言のブラッシュアップを図り、研究会あるいはウェブサイトを通じて一般に発信する。

4. 研究成果

(1)「証明の軽減」

新堂幸司監修/高橋宏志=加藤新太郎編集『実務民事訴訟講座〔第 3 期〕第 4 巻 民事証拠法』(2012 年 9 月・日本評論社)第 5 章: 129 頁~151 頁

証拠法に関して重要なテーマである「証明の軽減」につき、招待論文として、学会の共通理解をまとめた。

(2)『民事訴訟法の改正課題』(ジュリスト増刊・2012 年 12 月・有斐閣)

共著者: 三木浩一=山本和彦編; 垣内秀介, 笠井正俊, 杉山悦子

(担当箇所)

THEME09: 早期開示制度(64 頁~72 頁),

13: 当事者照会(99 頁~104 頁),

15: 陳述書(109 頁~113 頁),

16: 文書提出義務(114 頁~125 頁),

17: 文書特定手続(126 頁~131 頁),

18: 証言録取制度(132 頁~138 頁),

19: 秘密保持命令(139 頁~146 頁)

共同責任の下、共同執筆された本書は、「民事訴訟法改正研究会」(座長・三木浩一(慶應義塾大学教授))に継続して参加し、プライベートな資格で参加する裁判官・官僚・弁護士及び大学教員の知見に接する機会を通じ、この研究会が改正提言として世に問うたものである。本研究の中核をなす研究成果である。

(3)「証拠収集手続の改正 - 文書提出の局面を中心に」(シンポジウム「民事訴訟法の今後の改正課題」【報告】)民事訴訟雑誌 59 号(2013 年 3 月・法律文化社)158 頁~165 頁

(2)の改正提言に先んじて、2012 年 5 月 20 日、平成 24 年度日本民事訴訟法学会第 82 回大会(於、京都大学)におけるシンポジウムにおいて民事訴訟法の改正方向につきパネラーとして報告を行った記録である。

(4)「ドイツにおける裁判所がつくるブラック・リスト」三木浩一編『金銭執行の実務と課題』(2013 年 12 月・青林書院)219 頁~247 頁

証拠開示制度における「情報提供における自己決定」の問題につき、ドイツの議論を参考にしつつ、金銭執行の場面でどのような問題点が生ずるのかにつき一定の知見を得た。

(5)「ドイツ民事訴訟における職権による文書開示制度を手がかりとして」石川明=三木浩一編『民事手続法の現代的機能』(2014 年 12 月・信山社)第 1 部・判決手続 4: 57 頁~74 頁

職権による文書開示制度を有するに至ったドイツ民事訴訟法であるが、あくまでもこれは証拠収集の手続ではなく、釈明処分過ぎないとする通説的見解と、新たな証拠収集・開示制度であるとする有力説とを検討したドイツの文献を丹念に読み解くことにより、「証拠収集制度 vs 釈明処分」という二項対立の図式では理論的な問題の解明には至らないこと、むしろ日本の判例のように、事案に沿いつつ、実質秘の観点から行う緻密な理論的な操作によってこそ解決の道が得られるという結論を得た。今後に向けた方向性が明らかとなった点で、本研究にとり大きな知見が得られたと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

(1) 坂田 宏「証拠収集手続の改正 - 文書提出の局面を中心に」(シンポジウム「民事訴訟法の今後の改正課題」【報告】)民事訴訟雑誌 59 号(2013 年 3 月・法律文化社)158 頁~165 頁・査読無

〔学会発表〕(計 1件)

(1) 坂田 宏「民事訴訟法の今後の改正課題」第2報告：証拠収集手続の改正 文書提出の局面を中心に」日本民事訴訟法学会第82回大会シンポジウム(京都大学(京都)・2012年5月20日)

〔図書〕(計 4件)

(1) 坂田 宏「ドイツ民事訴訟における職権による文書開示制度を手がかりとして」石川明＝三木浩一編『民事手続法の現代的機能』(2014年12月・信山社)第1部・判決手続4：57頁～74頁

(2) 坂田 宏「ドイツにおける裁判所がつくるブラック・リスト」三木浩一編『金銭執行の実務と課題』(2013年12月・青林書院)219頁～247頁

(3) 三木浩一＝山本和彦編；坂田 宏・垣内秀介・笠井正俊・杉山悦子『民事訴訟法の改正課題』(ジュリスト増刊・2012年12月・有斐閣)

(担当箇所)

THEME09：早期開示制度(64頁～72頁),
13：当事者照会(99頁～104頁),
15：陳述書(109頁～113頁),
16：文書提出義務(114頁～125頁),
17：文書特定手続(126頁～131頁),
18：証言録取制度(132頁～138頁),
19：秘密保持命令(139頁～146頁)

(4) 坂田 宏「証明の軽減」新堂幸司監修／高橋宏志＝加藤新太郎編集『実務民事訴訟講座〔第3期〕第4巻 民事証拠法』(2012年9月・日本評論社)第5章：129頁～151頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

坂田 宏(SAKATA, Hiroshi)

東北大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40215637

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：